

備考: 灰色の部分(2015年7月の変更点)

リチウムイオン電池の梱包形態は?



旅客機での輸送禁止

[ワット時定格値]
・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか?
・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか?

[ワット時定格値]
・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか?
・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか?

[ワット時定格値]
・セルの場合、セル1個あたりのワット時定格値が20Whを超えるか?
・組電池の場合、組電池1個あたりのワット時定格値が100Whを超えるか?

[1包装物あたりの量]
・セルの場合、セルの個数が8個を超えるか?
・組電池の場合、組電池の個数が2個を超えるか?
・セルおよび組電池1個あたりのワット時定格値が2.7Wh以下の場合、電池の合計正味量が2.5kgを超えるか? (個数制限を受けない)

[1包装物あたりの電池の個数]
・セルの場合、セルの個数が4個を超えるか?
・組電池の場合、組電池の個数が2個を超えるか?
(ボタン/コイン電池の個数は除く)

UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 10kg ・貨物機の場合: 10kg	セルまたは組電池1個のワット時定格値が: ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	① "Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言 ② 包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③ 包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④ 包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤ 追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】上記の情報は、危険物申告書または別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	① "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965" の文言 ② 包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③ 包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④ 包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤ 追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。
ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	CL9の危険性ラベルに加えて、リチウム電池取り扱いラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

UN3481 PI966	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	① "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" の文言 ② 包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③ 包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④ 包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤ 追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。
ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI966 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

UN3481 PI967	Section I	Section II	Section II
制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	包装物あたりの電池の個数が、 ・セルの場合: 4個以下 ・組電池の場合: 2個以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量: ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	① "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967" の文言 ② 包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③ 包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④ 包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤ 追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	記載不要 (左記①から⑤を記載されないようご注意ください。)
ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要	不要
マーキング	DGR7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI967 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)	可能